

発議案第4号

市民と歩む議会機能向上特別委員会の設置について

標記について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び大船渡市議会会議規則（平成3年議会規則第1号）第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和6年9月26日

提出者	大船渡市議会議員	今野善信
賛成者	大船渡市議会議員	森 亨
賛成者	大船渡市議会議員	佐藤優子
賛成者	大船渡市議会議員	熊谷昭浩
賛成者	大船渡市議会議員	西風雅史
賛成者	大船渡市議会議員	遠藤 章
賛成者	大船渡市議会議員	船砥英久
賛成者	大船渡市議会議員	滝田松男

大船渡市議会議長 伊藤力也様

提案理由

市民のための議会のあり方（政策サイクル、定数等、広報・広聴）を検討し、政策提案機能・監視機能の充実や市民課題に対応するさまざまな議会改革の取組について、総合的・個別的な調査・研究等を行うため、設置しようとするものです。

市民と歩む議会機能向上特別委員会の設置について

大船渡市議会は、これまで機能を向上させる取組として、基本的な議決に関する条例や市議会基本条例の制定を行い、また、東日本大震災からの当市の復興計画に際し、復興対策特別委員会のPDCAサイクルから、タイムリーな提言活動につなげ、市民目線での取組をより迅速に、成果に結びつける活動を行ってきました。

国においては、地方自治法第89条の改正により、地方自治における議員の位置づけの明確化が行われ、地方議会の役割及び議員の職務等に、市民福祉の増進を目指す議会活動が位置づけられました。

現在、人口減少と持続可能なまちづくりに際し、「社会の多様性」が言われ、議会が率先して対応していくことが求められています。

その多様性とこのたびの無投票に対応する、今後の議員の定数と報酬等の検討は、「議員なり手不足」に対する女性と若者の参加しやすい環境をつくること、また、DXに伴うタブレット端末による介護、子育てに対応する本会議や常任委員会のオンライン化を検討することが必要となります。それは、女性と若者、生活者目線と立候補環境に、可能性の枠を広げることになると考えるものであります。

そこで、当市議会は、市民のための議会のあり方を検討し、政策提案機能・監視機能の充実や市民課題に対応するさまざまな議会改革の取組について、総合的・個別的な調査・研究等を行うため、特別委員会を設置しようとするものです。

記

- 1 大船渡市議会に、「市民と歩む議会機能向上特別委員会」を設置する。
- 2 本特別委員会は、議長を除く議員 19 人をもって構成する。
- 3 本特別委員会に、幹事会及び部会を置く。
- 4 本特別委員会の設置期間は、調査等の終了までとする。